

桐朋学園大学院大学公的研究費管理規程

(目的)

第1条 この規程は、桐朋学園大学院大学（以下「本学」という。）における公的研究費を適正に運営・管理するために必要な事項を定めることを目的とする。

(責任体系)

第2条 本学における公的研究費の運営・管理に関わる責任体系は、次のとおりとする。

責任者区分	職名	役割、責任の範囲・権限
最高管理責任者	学長	本学全体の統括責任者であり、公的研究費の運営・管理について最終責任を負う。 不正防止対策の基本方針（以下「基本方針」という。）を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。
統括管理責任者	選出理事	最高管理責任者を補佐し、複眼的に本学全体を統括するとともに、公的研究費の運営・管理について、実質的な責任と権限を持つ。 基本方針に基づき、本学全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。
コンプライアンス推進責任者	研究科長	研究科における公的研究費の運営・管理にかかるコンプライアンス推進のため、第5条第2項に定める全構成員（以下この項において「全構成員」という。）に対する第5条第1項に定める行動規範に関する意識向上に関し、責任と権限を持つとともに、統括管理責任者の指示の下、次の業務を所掌する。 ①公的研究費の適正な運営・管理及び基本方針に基づく対策の実施、実施状況の確認及び実施状況の統括管理責任者への報告。 ②不正防止を図るための全構成員に対するコンプライアンス教育の実施及び受講状況の管理監督。 ③全構成員が、適切に公的研究費の管理・執行を行っているか等のモニタリング及び必要に応じて行う改善・指導。

- 最高管理責任者は、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って公的研究費の運営・管理が行えるように、適宜報告を求め、必要に応じて適切な対応を講じなければならない。
- 最高管理責任者は、自らの職名に加え、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者の職名を公開するものとする。
- 最高管理責任者は、必要に応じてコンプライアンス推進副責任者を任命することができる。

(研究者の責務)

第3条 研究者（本学の専任教員（桐朋学園音楽部門専任教員規程第2条第2号から第5号に定める専任教員をいう。）及び本学で公的研究費による研究活動に関わる非常勤教員（桐朋学園音楽

部門非常勤教員規程第2条第1号及び第2号に定める非常勤教員をいう。)をいう。以下同じ。)は学術研究が社会からの信頼と負託の上に成り立っていることを念頭におき、かつ公的研究費の使用及び管理に関して説明責任を有することを十分に踏まえ、この規程を遵守するとともに、公的研究費の使用にあたっては、所定の事務手続に則り公正かつ効率的な使用に努めなければならない。

(環境の整備)

第4条 最高管理責任者は、公的研究費に係る事務手続について、明確かつ統一的なルールを作成し、研究者及び事務担当者に周知するものとする。

2 最高管理責任者は、ルールと実態が乖離していないか、適切なチェック体制が保持できるか等の観点から点検し、必要に応じて見直しを行う。

(研究者等の意識の向上)

第5条 最高管理責任者は、公的研究費の不正使用を防止するため行動規範を策定する。

2 コンプライアンス推進責任者は、公的研究費の運営・管理に関わる研究者及び関係職員(以下、「全構成員」という。)にコンプライアンス教育を行う。

3 全構成員は、前項のコンプライアンス教育を受けるとともに、所定の誓約書を最高管理責任者あてに提出しなければならない。

4 コンプライアンス推進責任者は、全構成員に対し公的研究費の使用ルール等に関する理解度の調査を実施し、その結果、問題があると判断される場合は、必要な措置を講ずるものとする。

(相談窓口)

第6条 本学に、次の各号に掲げる事項を取扱う相談窓口を置き、連絡先を公表する。

(1) 公的研究費の事務手続に関する事項

(2) 公的研究費の使用に関する事項

(3) 公的研究費に係る学内外からの通報・告発に関する事項

2 前項第3号に該当する事項についての取扱いは、桐朋学園大学院大学における研究活動に係る規程の定めるところによる。

3 第1項に定める相談窓口は、富山グループ総務チーム(以下「総務チーム」という。)とする。

(告発等の取扱い)

第7条 最高管理責任者は、公的研究費の不正使用等について、学内外から告発等があった場合、告発等の受付から30日以内に調査の可否を判断し、公的研究費を配分する機関(以下「配分機関」という。)に報告する。また、報道や会計検査院等の外部機関からの指摘による場合も同様の取扱いとする。

(調査委員会の設置)

第8条 最高管理責任者は、前条の告発等について調査を必要と判断した場合は、本学に所属しない第三者を委員の半数以上含む調査委員会を設置し、不正の有無及びその内容、関与した者、関与の程度、不正使用の相当額等について調査する。

2 前項に規定する第三者の委員は、本学並びに告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。

3 最高管理責任者は、必要に応じて、調査対象となっている者に対し、調査の対象となっている研究費の使用停止を命じなければならない。

4 調査委員会は、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額

等について認定する。

- 5 最高管理責任者は、第1項の調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関に報告し、協議しなければならない。
- 6 最高管理責任者は、告発等の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を作成し、配分機関に報告しなければならない。
- 7 最高管理責任者は、配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を配分機関に提出する。また、調査に支障がある等、正当な理由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じるものとする。
- 8 最高管理責任者は、配分機関の求めに応じ、調査の過程にあっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関に報告しなければならない。

(不服申立て)

- 第8条の2 被告発者は、前条の認定に対し不服がある場合は、通知を受けた日から起算して14日以内に最高管理責任者に対し、不服の申立てを行うことができる。
- 2 告発者は、前条の認定において告発が悪意に基づくものと認定され、これに不服がある場合には、通知を受けた日から起算して14日以内に最高管理責任者に対し、不服の申立てを行うことができる。
 - 3 最高管理責任者は、第1項及び前項の不服の申立てがあった場合は、不服申立てに係る審査(以下「再調査」という。)を、調査委員会に付託するものとする。
 - 4 調査委員会は、第1項及び第2項の不服申立者に対し、本調査の結果を覆すに足りるものと不服申立者が思料する資料の提示その他当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求めた上、調査を開始するものとする。この場合において、不服申立者からの協力が得られない場合には、調査委員会は、最高管理責任者に協議の上、再調査を行うことなく手続を打ち切ることができるものとする。
 - 5 調査委員会は、再調査を開始してから50日以内(第2項に基づく再調査の場合には30日以内)に本調査の結果を審査し、その結果を最高管理責任者に報告する。ただし、相当な理由がある時には、最高管理責任者の承認を得て、再調査期間を延長することができる。
 - 6 最高管理責任者は、第1項及び第2項により不服申立てがあったとき、第4項により再調査を開始し、若しくは再調査を行うことなく手続きを打ち切ったとき又は前項の報告に基づき不服申立てに対する処置を決定したときは、不服申立者、当該事案に係る配分機関及び文部科学省に通知する。

(調査結果の公表)

- 第9条 最高管理責任者は、前条の定めによる調査の結果、不正を認定した場合は、不正に関与した者の氏名、所属、不正の内容等の必要な事項について、速やかに調査結果を公表する。

(懲戒)

- 第10条 最高管理責任者による調査の結果、研究費の不正使用が確認された場合、不正行為を行った者が専任教員であった場合は、桐朋学園音楽部門就業規則第67条に基づき当該研究者を懲戒処分とし、非常勤教員であった場合は、情状により桐朋学園音楽部門非常勤教員就業規則第30条に基づき解雇とする。

(不正の防止)

- 第11条 本学に公的研究費の不正防止計画の推進を担当する組織を置き、不正防止計画の策定及び

実施を行う。

- 2 前項の組織は、桐朋学園大学院大学研究倫理委員会（以下「委員会」という）をもって、これに充てる。
- 3 第1項に定める計画の策定及び実施に関する詳細は、委員会が別に定める。

（予算の執行）

第12条 研究者は、次の各号に掲げる手続きにより、公的研究費の予算を適正に執行しなければならない。

- (1) 毎年度当初に公的研究費の使用内訳書を総務チームに提出する。
 - (2) 業者の選定にあたっては、総務チームを通して行う。
 - (3) 公的研究費による物品等の発注及び検収にあたっては、総務チームを通して行う。
 - (4) 公的研究費により非常勤雇用者を雇う場合は、総務チームを通して行うとともに、定期的に勤務状況報告を行う。
 - (5) 公的研究費により出張する場合は、総務チームに連絡し、出張許可願を提出するとともに、出張終了後は出張報告書等の関連書類を提出しなければならない。
 - (6) その他公的研究費を使用する場合は、事前に総務チームに連絡し、指定された手順に従い、公的研究費を使用する。
- 2 物品購入及び旅費並びにアルバイトの雇用等は、当該研究費にかかる事務取扱要領等に従い、適正に執行しなければならない。
 - 3 第1項第2号及び第3号の規定にかかわらず、物品の発注で1回の発注金額が3万円未満の場合は、研究者が自ら発注することができる。この場合は、研究者に発注選択先の公平性、発注金額の適正性の説明責任、弁償責任等の会計上の責任も帰属する。

（取引業者への対応）

第13条 不正な取引に関与した業者については、取引停止等の措置を講ずる。

- 2 本学における公的研究費に係る取引業者は、取引の内容、状況に応じ本学が求めた場合は、桐朋学園大学院大学公的研究費利用による不正取引に対する措置基準に定める所定の誓約書を本学に提出しなければならない。

（内部監査）

第14条 最高管理責任者は、定期的に内部監査を行い、公的研究費の適正な管理に努めなければならない。

- 2 内部監査は、会計書類の形式的要件等の財務情報に対する検査及び運営・管理体制の不備に関する検証並びに過去の内部監査並びに統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が実施するモニタリング等を通じて把握された不正発生要因に応じて、監査計画を立案する。
- 3 内部監査は、総務チームの職員のうち最高管理責任者が指名した者、その他最高管理責任者が必要と認めた者（以下、「内部監査者」という。）が担当する。
- 4 内部監査を効率的かつ多角的に実施するために、監事及び監査法人と連携し、必要な情報提供を行うとともに、本学における不正防止に関する内部統制の整備・運用状況やモニタリング、内部監査の手法等について定期的に意見交換を行う。

（監査結果等の報告）

第15条 内部監査者は、内部監査の結果及び監査の結果発見された不適切事例等について、統括管理責任者に速やかに報告しなければならない。

- 2 統括管理責任者は、前項の報告を受けた場合、委員会を開催し、その報告について協議しなけれ

ばならない。

(モニタリング)

第 16 条 コンプライアンス推進責任者は、公的研究費の執行状況を日常的に点検するものとする。

(改廃)

第 17 条 この規程の改廃は、学長が行う。

附 則

- 1 この規程は、2011 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この改正規程は、2015 年 4 月 1 日から施行する。
- 3 この改正規程は、2019 年 4 月 1 日から施行する。
- 4 この改正規程は、2021 年 4 月 1 日から施行する。
- 5 この改正規程は、2022 年 4 月 1 日から施行する。